

札幌医科大学教授会規程（平成19年4月1日規程第89号）

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌医科大学学則（平成19年規程第50号。以下「学則」という。）第6条第9項の規定に基づき、教授会の会議（以下「教授会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集等）

第2条 教授会は、学部長又は医療人育成センター長が招集する。

2 定例教授会は、月2回開催する。ただし、学部長又は医療人育成センター長は、必要があると認めたとき、臨時教授会を招集することができる。

3 教授会構成員（以下「構成員」という。）の3分の1以上から付議すべき事項を示して教授会の開催について請求があったときは、学部長又は医療人育成センター長は臨時教授会を招集しなければならない。

4 教授会は、公開しない。ただし、教授会において議決した場合は、この限りではない。

（教授会の成立）

第3条 教授会は構成員（休職及び外国出張中の者を除く。）の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。ただし、他の規程等に特別の定めがあるときは、当該規程等に定めるところによる。

（議長）

第4条 教授会の議長は、学部長又は医療人育成センター長をもって充てる。

2 学部長又は医療人育成センター長に事故があるときは、学部長又は医療人育成センター長があらかじめ指名する構成員が議長となる。

（議決）

第5条 議事は、出席した構成員の過半数をもって決する。ただし、他の規程等に特別の定めがあるときは、当該規程等の定めるところによる。

2 可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（構成員の追加）

第6条 学部長は、学則第6条第5項に基づき医療人育成センターの教員を構成員に加えようとするときは、医療人育成センター運営委員会の協議を経て行うものとする。

（構成員以外の出席）

第7条 議長は、必要があると認めたときは、教授会の議を経て、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見を述べさせることができる。

2 議長は、職員を教授会に出席させ、審議事項等について説明させることができる。

（議事録）

第8条 議長は、教授会の議事について記事録を作成するものとする。

2 議事録は、議事経過の概要及び議決事項を記録し、議長及び議長の指名した2名の署名委員が署名しなければならない。

3 議事録は、構成員の請求があった場合には、その閲覧に応じなければならない。

4 議事録は公開しない。ただし、学部長又は医療人育成センター長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（庶務）

第9条 教授会の庶務は、事務局学務課において処理する。

（雑則）

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、学部長又は医療人育成センター長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日規程第44号）
この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日規程第6号）
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月27日規程第12号）
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日規程第39号）
この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日規程第18号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年10月25日規程第49号）
この規程は、令和6年11月1日から施行する。